

第三次環境基本計画の策定について

平成 17 年 8 月 22 日
地球環境局

1. 総合政策部会における検討の経緯

本年 2 月、環境大臣が環境基本計画の見直しについて中央環境審議会に諮問し、総合政策部会に付議されて検討が行われてきた。その作業の結果、7 月に「第三次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」が取りまとめられた。

中間とりまとめにおいては、

環境基本計画の視野について、「21 世紀最初の四半世紀における我が国の環境の視点からの望ましい社会を構築するための方向と、当面取り組むべき具体的な環境政策を提示するもの」とし、第二次環境基本計画に引き続き、当面優先的に取り組むべき 10 個の重点分野¹を示し、以下の考え方²、³を踏まえ、具体的な取組について記述することとしている。

1：10 個の重点分野

「地球温暖化対策」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」、「化学物質の環境リスクの低減」、「生物多様性の保全の問題」、「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」、「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」、「技術開発の推進と長期的な視野を持った手法・情報等の基盤の整備」、「国際的枠組みやルール形成への貢献」

2：持続可能な社会を作り出すための考え方

環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上、環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成、技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組、国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協働の推進、国際的な戦略を持った取組の強化、長期的な視野からの政策形成

3：各重点の記述に当たっての考え方

中長期的な目標、施策の基本的方向、重点的に取り組むべき事項を示すこととする。
重点的に取り組むべき事項については、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等の主体ごとに取り組むことが望まれる行動を明確化し、それを実現するために政府の講ずる施策を明かにするよう努めることとする。
それぞれの分野ごとに、目標の達成状況や取組状況を把握するための指標について検討を行うこととする。
各重点分野における指標の検討状況を踏まえつつ、それらを総合的に評価するための指標を設けることについて、並行して検討を行うこととする。

今後、重点分野の検討については、重点分野ごとに当該分野を主に担当する総合政策部会委員を決めた上で、必要に応じ、その他の総合政策部会委員や当該分野について関連する他の部会の協力を得て検討を行い(検討を行う総合政策部会委員の具体的な人選は総合政策部会長が行う)、10～11月を目途に総合政策部会に報告を行うことになっている。

2. 検討方針・体制

「地球温暖化対策」と「国際的枠組みやルールの形成への貢献」の2つの重点分野が地球環境部会と関係することとなるが、それぞれ総合政策部会長の指名による検討体制で以下の方針にしたがって対応することとしている。

(1) 地球温暖化対策

検討方針

本重点分野については、昨年度の地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しから、4月の京都議定書目標達成計画の閣議決定に至るまで、幅広い分野の専門家の意見を十分に伺いながら、十分な時間をかけて検討を進めてきたことから、屋上屋の議論を重ねないよう留意し、環境基本計画の視野を踏まえた温暖化対策について、検討を進める。

検討体制

主担当委員を鈴木基之総合政策部会長とし、浅野直人総合政策部会委員(地球環境部会部会長代理)の協力を得て検討を行う。

(2) 国際的枠組みやルールの形成への貢献

検討方針

本重点分野については、昨年11月の環境大臣の諮問を受け、地球環境部会に設置された国際環境協力専門委員会における議論を経て、本年7月に「今後の国際環境協力の在り方について」の答申が出されたところであり、本答申を基に検討を進めることとする。この審議の過程においては、様々な分野の専門家の意見を十分に伺いながら、十分な時間をかけて検討を進めてきたことから、屋上屋の議論を重ねないよう留意し、

環境基本計画の視野を踏まえた国際的枠組やルールの形成への貢献について、検討を進める。

検討体制

主担当委員を和気洋子総合政策部会委員とし、浅野直人総合政策部会委員(地球環境部会部会長代理)及び加藤久和国際環境協力専門委員の協力を得て検討を行う。

3. 今後のスケジュール

10月に地球環境部会を開催し、それぞれの重点分野の検討体制で検討いただいた内容を報告していただき、自由討議を行い、その結果を踏まえ、必要な修正を加えた上で、各主担当委員から総合政策部会に検討結果を報告する。

その後、本年内に総合政策部会で全体の原案をとりまとめ、来年1月以降、パブリックコメント、地方ブロック別ヒアリングを経て、中央環境審議会の答申を得て、閣議決定に至る予定。